

## 議案第12号

### 鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部改正 について

次のとおり鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた

条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 <u>この条例は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第65条第 6 項（法の規定において準用する場合を含む。）及び土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 1 条の 7 の 5 第 3 項第 2 号の規定に基づき、鑑定人及び参考人に支給する旅費及び手当の額並びにその支給方法に関し、必要な事項</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第 1 項第 1 号又は第 2 号（第94条第 6 項（第138条第 1 項において準用する場合を含む。））、第124条第 3 項（第138条第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する第94条第 6 項又は第138条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、鳥取県収用委</u></p>

を定めるものとする。

(旅費の額)

第2条 鑑定人及び参考人の旅費の額は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。

(旅費の支給方法)

第3条 旅費の支給方法は、職員の旅費等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(手当の額)

第4条 鑑定人の手当の額は、鑑定に要する手数及び鑑定の内容に応じて、知事はその都度定める。

2 参考人の手当の額は、1日につき10,200円とする。

(手当の支給方法)

員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人に支給する手当の額及びその支給方法については、この条例の定めるところによる。

(手当の額)

第2条 鑑定人の手当の額は、鑑定に要する手数及び鑑定の内容に応じて、知事はそのつど定める。

2 参考人の手当の額は、1日につき1,200円をこえない範囲において、知事はそのつど定める。

(手当の支給)

第5条 手当は、鑑定又は審問の都度支給する。

第3条 手当は、鑑定又は審問のつど支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。